

指定団体向け寄附金税額控除（条例指定団体関係） Q & A

Q 1 本制度の目的は何ですか。

A 1 地方税法の改正により、地域に密着した民間公益活動の活性化や寄附金文化の促進を目的として、所得税法の定める範囲内で、都道府県・区市町村の個人住民税から控除できる寄附金を指定できるようになりました。文京区ではこれを受けて、特別区民税の寄附金税額控除の対象となる団体への寄附金を指定しました。

Q 2 寄附者から住民税の控除を受けるための手続き、その他の内容についての質問があった場合、どちらを案内すればよいのでしょうか。

A 2 文京区税務課課税係をご案内ください。

Q 3 寄附者に交付する領収書等は、どのような事項の記載があればいいのでしょうか。

A 3 従来どおり、所得税からの寄附金控除手続きと同様の事項（①寄附者の住所 ②寄附者の氏名 ③受領した寄附金の額 ④寄附金を受領した年月日等）を明記してください。

Q 4 学校法人に対する寄附金のうち、入学に際して行う寄附金は寄附金控除の対象となりますか。

A 4 所得税と同様に対象にはなりません。

事務処理や寄附者からのご質問等についてご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

問合せ先

・住民税申告の手続きについて

文京区総務部税務課課税係 電話 03-3812-7111（代表）
内線2275～2279

・確定申告の手続きについて

小石川税務署 電話 03-3811-1141
本郷税務署 電話 03-3811-3171